

公益社団法人

雲南法人会会報

雲南

2026

73号



目次

第14回定時総会を開催.....	1
令和7年度事業報告.....	1
令和7年度正味財産増減計算書.....	2
令和8年度収支予算書.....	2
令和8年度事業計画.....	3
令和8年度一般社団法人島根県法人会連合会表彰.....	4
「雲南税務関連五団体連絡協議会」定期総会.....	4
租税教室を開催.....	5
青年部会活動報告.....	6
女性部会活動報告.....	7
新入会員紹介.....	7
大東税務署長着任のあいさつ.....	8
大東税務署からのお知らせ.....	9
自主点検チェックシート.....	15
福利厚生制度PR.....	16

《表紙》

三刀屋川河川敷の篝火

写真提供…雲南市三刀屋町在住 陶山 肇氏

法人会とは

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会の役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約70万社の会員企業、41都道府県に440の会を擁する団体です。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また、地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体、これが法人会です。

法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

第14回定時総会を開催

6月3日、雲南市木次経済文化会館「チェリヴァホール」において、第14回定時総会を、都田大東税務署長をはじめ多数の来賓の皆様ご臨席のもと、開催しました。

加藤会長挨拶の後、来賓を代表して大東税務署長 都田建輔様、島根県東部県民センター雲南事務所長 石飛保幸様、島根県議会副議長 高橋雅彦様、雲南市市民環境部長 細木浩之様より祝辞をいただきました。その後、加藤会長が議長となり議事に入りました。

「令和7年度事業報告書」について事務局から説明の後、第1号議案「令和7年度財務諸表承認について」審議され、原案どおり可決承認されました。次に、「令和8年度事業計画書」「令和8年度収支予算書」についての報告が事務局からあり定時総会は滞りなく終了しました。



加藤会長 挨拶



大東税務署 都田署長 挨拶

主な令和7年度事業報告

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・税制改正要望活動の実施
雲南市長、同市議会議長（本会所属の自治体として）へ令和8年度税制改正要望書提出 ・研修会の開催
税務研修会 3回
経済及び経営に関する研修会 1回
青年部会 1回
女性部会 1回
雲南市支部 5回
奥出雲支部 2回
飯南支部 1回 ・文化講演会の開催
「舞台裏から見た政治・経済〜日本再生のために何が必要か〜」
経済ジャーナリスト 須田慎一郎氏 ・租税教室への講師派遣
雲南管内小学校19校、中学校1校、幼稚園2園で開催 ・税に関する絵はがきコンクールへの協力 | <ul style="list-style-type: none"> ・奉仕活動の実施 ・節電啓発活動「いちごプロジェクト」への参画 ・会報「雲南」の発行 2回
71号・72号 ・e-Tax利用懸垂幕の設置 ・福利厚生制度の推進 ・会員増強運動の推進 ・青年部会活動 ・女性部会活動 ・支部活動 ・全国大会（高知大会）への出席 ・全国青年の集い（山梨大会）への出席 ・全国女性フォーラム（北海道大会）への出席 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・諸会議の開催
総会 1回
役員会 4回
総務委員会 3回
組織委員会 1回
研修委員会 2回
税制委員会 1回
広報委員会 2回
厚生委員会 1回 | |

令和8年度収支予算書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	5,000	300	4,700
特定資産運用益	15,000	200	14,800
受取会費	3,828,000	3,859,000	△ 31,000
事業収益	1,010,000	1,596,000	△ 586,000
受取補助金等	6,117,200	5,711,900	405,300
受取負担金	662,000	590,000	72,000
雑収益	232,800	342,600	△ 109,800
【経常収益計】	11,870,000	12,100,000	△ 230,000
(2) 経常費用			
事業費	9,924,610	10,315,510	△ 390,900
管理費	1,945,390	1,784,490	160,900
【経常費用計】	11,870,000	12,100,000	△ 230,000
当期経常増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	13,298,804	14,071,199	△ 772,395
一般正味財産期末残高	13,298,804	14,071,199	△ 772,395
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	5,717,200	5,361,900	355,300
一般正味財産への振替額	△ 5,717,200	△ 5,361,900	△ 355,300
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	13,298,804	14,071,199	△ 772,395

令和7年度正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	6,285	271	6,014
特定資産運用益	17,092	4,394	12,698
受取会費	3,855,500	3,850,500	5,000
事業収益	1,856,140	893,500	962,640
受取補助金等	6,159,900	5,720,600	439,300
受取負担金	690,000	598,000	92,000
雑収益	299,577	342,127	△ 42,550
【経常収益計】	12,884,494	11,409,392	1,475,102
(2) 経常費用			
事業費	11,659,766	9,875,561	1,784,205
管理費	1,997,123	1,863,207	133,916
【経常費用計】	13,656,889	11,738,768	1,918,121
当期経常増減額	△ 772,395	△ 329,376	△ 443,019
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
【経常外収益計】	0	0	0
(2) 経常外費用			
【経常外費用計】	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 772,395	△ 329,376	△ 443,019
一般正味財産期首残高	14,071,199	14,400,575	△ 329,376
一般正味財産期末残高	13,298,804	14,071,199	△ 772,395
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金等	5,361,900	5,235,600	126,300
一般正味財産への振替額	△ 5,361,900	△ 5,235,600	△ 126,300
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	13,298,804	14,071,199	△ 772,395

消費税の期限内納付を忘れずに。//

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。



申告・納付には
e-Taxが
利用できます。



個人事業者の方は
振替納税も
利用できます。

確定申告書等作成コーナーで
手軽に申告書が
作成できます。



- ◆ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。^(※2)
- ◆ 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- ◆ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- ◆ 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 (確定申告1回、中間申告不要) ^(※5)

- ※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



さらに詳しくはWEBへ

納税に関する総合案内

検索



令和8年度事業計画

1. 基本方針・重点事項

(1) 公益社団法人として認定基準に沿った公益事業の積極的展開を図る。

(2) 法人会の基本理念に基づき「自己啓発の支援」「納税意識の向上」「企業経営及び社会の健全な発展に貢献」の効果的な事業を展開する。

(3) 健全な納税団体としての役割を全うすべく会員増強を進め、法人会組織の拡充強化を図る。

(4) 適正公平な税制と租税負担の合理化を図るため、各関係機関を通じて要望を行い、その実現を期する。

(5) 国税電子申告・納税システム（e-Tax）利用推進への各種推進策を積極的に実施する。

(6) 税のオピニオンリーダーとしての自覚と共に、税務当局との連絡協調を保ち、納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り、公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

2. 主な事業計画

公益関係

(1) 税の啓発活動

・ 研修事業

広く一般に対し、税制改正等税

務知識の一層の普及啓発を目的とした研修会の開催

・ 租税教育事業

租税教室への講師派遣

税に関する絵はがきコンクールへの協力

・ 広報事業

会報「雲南」の発行 年2回

全国法人会総連合発刊の「ほうじん」の配付 年4回

e-Tax利用推進懸垂幕の設置

ホームページの充実

広報委員会の開催

・ e-Tax、eLTAX利用及び

びダイレクト納付の促進

e-Tax、eLTAX利用及び

びダイレクト納付普及のための

諸施策を実施

・ 消費税期限内納税の促進

消費税期限内納税のための推進

活動展開

(2) 税制提言活動

・ 法人税、所得税、消費税等税全般

について令和9年度税制改正

要望事項の検討、提言書提出

・ 税制に関する情報提供

税に関する調査研究

・ 税制委員会の開催

(3) 経営支援活動

・ 地域経済、地域社会活性化に向けての

経済及び経営に関する講習会、研修会の開催

・ 参考資料の配付

(4) 地域発展活動

・ 法人会、雲南各地区商工会、島

根県農業協同組合雲南地区本

部、雲南税務関連五団体との共

催によるPR活動の開催

・ 研修委員会の開催

・ 共益関係

(1) 福利厚生事業

・ 経営者大型総合保障制度の推進

（大同生命保険株式会社）

・ ビジネスガード制度の推進（A

IG損害保険株式会社）

・ がん保険制度の推進（アフラッ

ク）

・ 健康経営の取組み

・ 厚生委員会の開催

(2) 会員増強活動

・ 会員増強運動の推進

9～12月（推進強化月間）

・ 会員加入率55%目標

・ 青年部会会員増強への支援

・ 女性部会会員増強への支援

・ 組織委員会の開催

(3) 支部等事業

・ 総会、総代会の開催

・ 研修会の開催

(4) 青年部会活動

・ 年次大会の開催

・ 理事会の開催

・ 研修会の開催

・ 部会員増強による組織の拡充強化

・ 地域社会貢献活動の実施

・ 部会員親睦事業の実施

・ 島根県法人会連合会青年部会連

絡協議会への協力

・ 全国青年の集い島根大会への協

力

・ 全国青年の集いへの参加

(5) 女性部会活動

・ 全体会の開催

・ 理事会の開催

・ 研修会の開催

・ 部会員親睦事業の実施

・ 島根県法人会連合会女性部会連

絡協議会への協力

・ 全国女性フォーラムへの参加

・ 管理関係

(1) 諸会議

・ 総会の開催

・ 監査会の開催

・ 理事会の開催

・ 運営委員会の開催

・ 正副会長会の開催

・ 総務委員会の開催

・ 支部、地区役員会の開催

(2) その他

・ 法人会全国大会への参加

・ 中法連事業への参加

・ 県法連事業への参加

・ 雲南地区租税教育推進協議会への

協力

・ 雲南税務関連五団体連絡協議会

への協力

令和8年度 一般社団法人島根県法人会連合会表彰

6月18日、浜田ワシントンホテルにおいて一般社団法人島根県法人会連合会第14回定時総会が開催され、表彰式では本会からは次の皆様がめでたく受賞されました。お祝い申し上げます。
(敬称略)

公益財団法人 全国法人会
総連合会長表彰

松 下 周 二 雲南市支部 掛合吉田地区

一般社団法人 島根県法人会
連合会会長表彰

細 木 晃 奥出雲支部
内 田 政 己 奥出雲支部

会員増強表彰

高加入率を長期間維持している単位会に対する表彰〔会員加入率基準〕

努力賞

(公社) 雲南法人会

福利厚生制度推進表彰

大型総合保障制度〔役員加入率基準〕

優秀賞

(公社) 雲南法人会

活動報告

「雲南税務関連五団体連絡協議会」定期総会

9月11日、三刀屋交流センターにおいて雲南税務関連五団体連絡協議会定期総会が伊藤洋一大東税務署長をはじめ多数の来賓の皆様ご臨席のもと、開催されました。本会からは加藤会長他3名が出席しました。総会は、加藤会長挨拶に続き、伊藤大東税務署長よりご祝辞をいただき議事に移りました。令和7年度事業報告では、租税教室開催報告や小学6年生への税の下敷きの贈呈などの報告がありました。令和8年度事業計画では、税の広報活動や租税教室への講師派遣、また、今年度は税の下敷きに代わり税のクリアファイルを小学6年生へ贈呈することなどが承認されました。



税務関連五団体総会

続いて、任期満了に伴う役員改選が行なわれ、会長には本会の加藤会長が再任され総会は閉会しました。令和8年度の役員は次のとおりです。

令和8年度 雲南税務関連五団体連絡協議会役員名簿

役職名	氏 名	団 体 名
会 長	加 藤 欽 也	公益社団法人雲南法人会
副会長	藤 原 清 文	中国税理士会出雲支部大東部会
副会長	植 田 良 二	雲南地区納税貯蓄組合連合会
副会長	櫻 井 伸 一	雲南青色申告会連合会
副会長	木 村 昭 憲	雲南間税会
理 事	藤 原 道 則	中国税理士会出雲支部大東部会
理 事	高 橋 日 出 男	雲南地区納税貯蓄組合連合会

役職名	氏 名	団 体 名
理 事	石 川 康 弘	雲南地区納税貯蓄組合連合会
理 事	庄 司 隆 志	雲南青色申告会連合会
理 事	岩 本 弘 一	公益社団法人雲南法人会
理 事	田 中 浩 二	公益社団法人雲南法人会
理 事	細 木 晃	公益社団法人雲南法人会
監 事	塔 村 勇 治	雲南青色申告会連合会
監 事	鳥 谷 昌 平	公益社団法人雲南法人会

租税教室を開催

今年度の租税教室は雲南税務関連五団体が小学校 15 校、中学校 1 校を担当し、法人会では主に小学校での租税教室を開催しました。青年部会の皆さんを中心に講師として、それぞれ地元の小学校で児童の皆さんに税の役割や仕組みなど分かりやすく説明していただきました。今年度からリニューアルされた「カノンとスバルの3つの願い」のDVDや税で作られた身近な建物などの写真を使って、暮らしの中にたくさんの税金が使われていることを学んでもらいました。自分たちの小学校でもたくさんの税金が使われていることに驚いていました。租税教室をきっかけに、税金について関心を持ってもらえる良い機会になりました。

本年度の開催校は次のとおりです。

(小学校)

開催校	開催日	担当団体	講 師	同行者
雲 南 市 木 次 小 学 校	R8.6.1	法 人 会	田 中 浩 貴	
奥出雲町 仁 多 小 学 校	R8.6.1	法 人 会	宇田川 洸平 八 澤 豊 幸	
雲 南 市 海 潮 小 学 校	R8.6.2	法 人 会	藤 原 史 典	
雲 南 市 加 茂 小 学 校	R8.6.2	法 人 会	高 橋 大 輔	
雲 南 市 斐 伊 小 学 校	R8.6.8	法 人 会	大 高 賢 二	
飯 南 町 頓 原 小 学 校	R8.6.9	法 人 会	大森晃一郎	渡 部 拓 真
奥出雲町 横 田 小 学 校	R8.6.12	納 貯	安部慎一郎	
雲 南 市 阿 用 小 学 校	R8.6.19	法 人 会	塩 野 大	
飯 南 町 志 々 小 学 校	R8.6.22	法 人 会	渡 部 拓 真	
雲 南 市 吉 田 小 学 校	R8.6.25	法 人 会	高 岡 裕 司	
雲 南 市 西 小 学 校	R8.6.30	法 人 会	糸 原 順	
雲 南 市 三 刀 屋 小 学 校	R8.7.2	法 人 会	梅 木 聖 司	
雲 南 市 寺 領 小 学 校	R8.7.8	法 人 会	大 高 賢 二	飛 石 和 宏
雲 南 市 大 東 小 学 校	R8.7.8	法 人 会	野々村武志	
雲 南 市 鍋 山 小 学 校	R8.7.9	法 人 会	小 畑 慎 司	

(中学校)

開催校	開催日	担当団体	講 師	同行者
雲 南 市 掛 合 中 学 校	R8.7.7	税理士会	西村 潤子 森山 功	



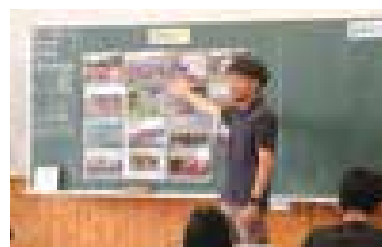
木次小学校



仁多小学校



頓原小学校



横田小学校



西小学校



鍋山小学校

第14回年次大会を開催

6月25日、三刀屋交流センターにおいて青年部会第14回年次大会を開催しました。来賓に大東税務署 都田署長、竹下総務課長をはじめ多数の来賓の皆様にご臨席いただきました。

野々村部会長の挨拶に続き、都田大東税務署長、加藤会長（加津山事務局長代読）よりご祝辞をいただき議事に移りました。事務局から、奉仕活動実施報告や租税教室開催報告などの令和7年度事業報告書並びに決算報告書、また、令和8年度事業計画書並びに収支予算書について説明がありました。11月開催の全国青年の集い島根大会への協力、租税教室の開催など青年部会としての役割を果たしていくことが協議されました。

その後、新規加入部会員の紹介があり、次に野々村部会長から青年の集い島根大会について当日のスケジュール等の説明がありました。全国から参加者2,000名規模の大会となるため、部会員に運営協力の呼びかけがありました。引き続き、会場をホテル上代に移し懇親会が開催され、終始和やかな雰囲気の中、部会員の親睦も深まりました。



新部会員紹介



年次大会の様子



野々村部会長

全国青年の集い 島根大会決起大会開催



決起大会の様子

11月19、20日に松江市で開催される全国青年の集い島根大会の決起大会が、7月24日、ホテル一畑において開催され、当会から15名が参加しました。全法連青年部会連絡協議会 大貫会長、島根大会 堰大会会長より「この大会を成功させましょう。」と力強い挨拶があり、参加者の士気も高まりました。その後、実行委員会各委員長、副委員長の紹介や委員会対抗のゲームなどで会場は盛り上がり、結束が深まりました。



高橋設宴委員長、三澤設宴副委員長

講演会を開催

6月25日、年次大会に合わせ三刀屋交流センターにおいて講演会を開催しました。講師は大東税務署 総務課長 竹下弘泰氏をお迎えし「暗号資産と税」の演題での講演を拝聴しました。「暗号資産」について少し難しく感じていましたが、「暗号資産」の種類や特徴、メリット、デメリットなど詳しく説明いただき理解が深まりました。聴講者は熱心に耳を傾けていました。



大東税務署 竹下総務課長

女性部会活動報告

全体会・研修会を開催

6月23日、ホテル上代において令和8年度全体会を開催しました。来賓に大東税務署都田署長、竹下総務課長、親会より加藤会長にご臨席いただきました。

都間部会長の挨拶に続き、都田大東税務署長、加藤会長より祝辞をいただき議事に移りました。事務局から、令和7年度事業報告書並びに令和8年度事業計画書について説明があり、幼児園での税の紙芝居実施報告、雲南地区で開催された県法連女性部会研修会への参加報告がありました。また、事業計画では今年度も租税教育活動、部会員親睦事業の実施など活動していくことが協議されました。

続いて開催された研修会では、国際中医美容師・国際中医薬膳師・看護師など数多くの資格をお持ちの和田芳美氏にお越しいただき「中医学でエイジングケア～スローエイジングで肌の若さも保ちましょう～」の演題での講演を拝聴しました。美容に関するお話しでは、質問も出るなど興味津々に耳を傾けていました。



研修会の様子 和田芳美氏



全体会の様子



都間部会長

全国女性フォーラム埼玉大会

4月16日、第20回法人会全国女性フォーラム埼玉大会が、さいたま市のソニックスティにて開催され全国の女性部会会員約1700名が参集しました。当会からは、都間部会長、事務局が参加しました。

大会は「彩の国（さいのくに）から輝く未来へ～女性が創る新時代～」をキャッチフレーズに盛大に行われました。

第1部は、落語家の林家たい平氏による講演会が行われ、「笑顔のもとに笑顔が集まる」の演題での講演を拝聴しました。ユーモアたっぷりの話術に聴講者は引き込まれていました。

第2部の大会式典では、絵はがきコンクルールの受賞作品の紹介や埼玉県内の女性部会による租税教育や社会貢献活動の様子が映像で紹介されました。また、会場内に「税に関する絵はがきコンクルール」の全国の法人会代表作品が展示されており、参加者は興味深く鑑賞していました。

次回の全国女性フォーラムは、令和9年4月15日に長崎市で開催される予定です。



新入会員紹介

令和8年4月～9月

支部・地区名	法人名	代表者氏名	加入月
雲南市支部木次地区	(株)エステイケイ	二澤育郎	7月



着任ごあいさつ

大東税務署長

伊藤 洋一

本年七月の定期人事異動により、大東税務署長を拝命いたしました伊藤でございます。よろしくお願い申し上げます。

前任は東京国税局で、西日本での勤務が初めてでございますが、神話や伝説、国宝である銅鐸やたたら製鉄など歴史的・文化的に恵まれ、また、清らかな水と緑に恵まれた「生命地域」を管内とする大東税務署に勤務できますことを大変光栄に感じております。

当地に赴任して、地域や企業の皆様とのつながりを大切にしながら、職務に取り組んでまいりたいとの思いを新たにしているところです。

貴会の皆様方には、平素から税務行政全般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、

本紙上をお借りいたしましたして厚くお礼申し上げます。

貴会は、税のオピニオンリーダーとして、健全な納税意識の高揚と企業経営の発展、さらには地域社会への貢献を目指し、様々な活動に積極的に取り組んでおられることに、深く敬意を表する次第です。

なかでも、著名人を招いての文化講演会や税務研修会の開催、将来を担う子ども達に対する租税教室への講師派遣、各地域に密着した税の広報活動など多様な活動を展開され、高い評価を得ておられます。

これは、加藤会長をはじめ歴代の役員の方々と会員の皆様方のご熱意とご努力の賜物であり、深く敬意を表する次第でございます。

適正・公平な課税の実現のためには、納税者の皆様の税に対する理解と信頼を深めていただくことが何より重要であります。皆様方が長年にわたり取り組まれている、こうした租税教育や税に関する研修、広報活動は、まさにその基盤となるものですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

さて、我が国を取り巻く社会経済情勢は物価・人件費の上昇や国際情勢の悪化、デジタル技術の急速な進展などにより、大きく変化しております。

こうした変化の中にあっても、地域経済を支え、雇用を生み出し、地域社会の発展に大きく貢献されている会員の皆様の役割はますます重要なものとなっていると感じております。

当局におきましても、納税者の皆様の利便性向上とより効率的で質の高い税務行政の実現に向けて、税務行政のデジタル・トランスフォーメー

ションを進めております。

納税者が「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現という将来像に向けて、e-Taxをはじめとするデジタル手続きの利用促進やキャッシュレス納付の普及に取り組んでいます。

貴会におかれましては、今後とも、税務行政の良き理解者として、地域社会のリーダーとして、税務行政全般にわたるお力添えをいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

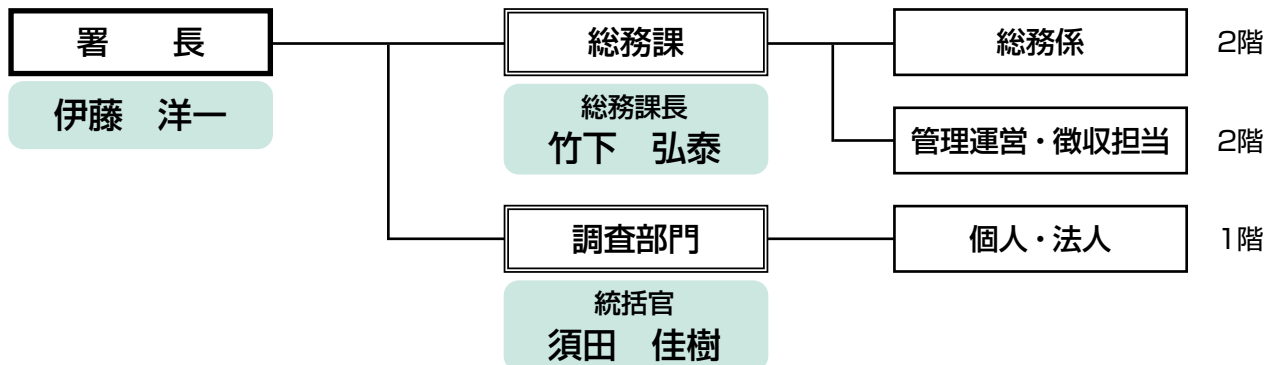
結びに当たり、貴会の今後益々のご発展と会員の皆様方のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任のあいさつとさせていただきます。



大東税務署からのお知らせ

大東税務署機構図

(令和8年7月10日現在)



人事異動情報

役 職	新		旧	
	氏 名	前 任 署	氏 名	新 任 署
署 長	いとう よういち 伊藤 洋一	東京国税局 総務部 主任相談官	みやこ けんすけ 都田 建輔	広島国税局 総務部 総括相談官
総務課長	たけした ひろやす 竹下 弘泰	留 任	たけした ひろやす 竹下 弘泰	留 任
調査部門 統括官	すだ よしき 須田 佳樹	留 任	すだ よしき 須田 佳樹	留 任

法人・個人事業主の方へ

国税もえらべる！簡単！便利！

キャッシュレス納付

こんなに
便利に

※ 自宅やオフィスから持ち時間ゼロ

※ パソコンやスマホから簡単手続き

※ 金融機関等の窓口が混み合っていない時間帯でもOK

※ 現金管理のリスクが減少して効率化

ダイレクト納付

クレジットカード納付

インターネットバンキング等

振替納税

スマホアプリ納付

各税の手続き
詳細はこちら

最寄りの税務署または金融機関等
お気軽にお問い合わせください

広島国税局

\\さらに便利に!/ 電子納税証明書(PDF)が スマホで請求&受取できる!

電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Tax(SP版)を使って、請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

メリット ①

いつでもどこでも!

スマホで 完結!

タブレットでも!



メリット ②

手数料が お得!

1税目1年度あたり**370円**

※書面での請求の場合は、
1税目1年度1枚あたり400円

メリット ③

期間内であれば 何度でも 印刷・使用可能!

※コンビニエンスストアの
印刷サービスを利用する場合には、
別途手数料がかかります。

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)の
マイナンバーカードが必要です。

スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。



詳しい手続きの仕方はこちらから

読み取れない場合はこちらから <https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp.htm>



国税庁 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp/>

その他、便利な請求&受取方法は裏面へ

他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!

納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。

自宅等で
請求データ
を作成



税務署窓口で受取
又は郵送で受取

事前にオンラインで
請求することにより、
窓口での待ち時間が
短縮できます。

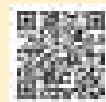
.....オンライン請求の手順(税務署窓口で受け取る場合).....

① 自宅やオフィスで請求

▶パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を
選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



② 税務署窓口で本人確認

▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)
及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示
ください。

▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)の
ほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)
の写しが必要です。

▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なもの
があります。
詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続です。



③ 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は
現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。

1税目 1年度 1枚370円

書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

④ 納税証明書の受取

オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。
詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。

※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

1>> ダイレクト納付

こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続 e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



2>> 振替納税

こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要がある方

さらに詳しい情報は
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。
※ e-Taxによる提出が可能です。



3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法 インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続 インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は
こちら



納付方法 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります（決済手数料は国の収入になるものではありません）。

振替納税、ダイレクト納付の申込みが オンライン(e-Tax)でできます！(注) 個人の方に限ります。

国税の振替納税、ダイレクト納付を利用する場合には、事前に税務署又は金融機関に書面で依頼書を提出する必要がありましたが、令和3年1月からオンライン(e-Tax)で提出できます。

振替納税、ダイレクト納付の申込みの手順

- STEP 01 e-Taxにログイン**
(1) e-Taxを初めて利用される方は、e-Taxの利用開始届出書をオンラインで提出してください(利用者識別番号が即時発行されます。)
- STEP 02 振替口座の情報を入力**
(1) e-Taxでご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義を入力します。
(2) ご利用の金融機関を選択し、金融機関のサイトで必要な情報を入力します。
- STEP 03 「提出」ボタンを押して送信**
(1) 送信する前に、画面に表示された情報を確認してください。
(2) 受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。



手順が少なくて
簡単ね！



振替納税、ダイレクト納付のオンライン申込みのメリット

- ・金融機関又は税務署に**書面での提出が不要！**
- ・振替依頼書又はダイレクト納付利用届出書の**記載が不要！**
- ・金融機関届出印の**押印が不要！**
- ・**電子証明書が不要！**



事前に準備するものが
少なくて便利だね！

利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関については、国税庁ホームページにある
「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」
「オンライン提出利用可能金融機関一覧(ダイレクト納付)」
をご確認ください。

オンライン提出利用可能
金融機関一覧(振替納税)



オンライン提出利用可能金融
機関一覧(ダイレクト納付)



法人の方はこちらをご覧ください。

法人の方がダイレクト納付の申込みをする場合には、書面で提出する必要がありますので、「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」(p3)をご利用ください。なお、記載要領については、国税庁ホームページ内「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。

ダイレクト納付の手続



電子納税届出書記載要領



税務署にお越しの方へ

総合窓口の受付時間のお知らせ



令和8年10月1日から

月曜日から金曜日（開庁日）

【原則】 9：00～15：00

（上記時間内の来署に御協力をお願いします）

また、

納税証明・納付手続 の窓口での手続をご希望の場合は、

月

水

木

曜日（開庁日）

の上記の時間で来署に御協力をお願いします

国税庁では、納税者利便の向上等の観点からe-Taxやキャッシュレス納付等によるオンライン手続を提供するなど、国税に関する手続や業務の在り方の抜本的な見直し（税務行政のDX）を進めているところです。

こうした各種オンライン手続の拡充を鑑み、令和8年10月1日以降、全ての税務署で総合窓口における受付時間を原則として午前9時から午後3時とすることとしましたので、御理解・御協力をお願いいたします。

- ※ 総合窓口の受付時間外であっても、開庁時間内（午前8時30分から午後5時）に来署された場合には、対応しておりますが、可能な限り受付時間内の来署をお願いします。
- ※ 税務署に電話で連絡される場合も、お急ぎの場合を除いて受付時間内のご連絡をお願いいたします。
- ※ 総合窓口では申告・申請書等の受理、用紙の交付、納税、納税証明書の交付などを行っております。

大東税務署

令和8年6月

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート☑

- 適格請求書編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



雲南法人会

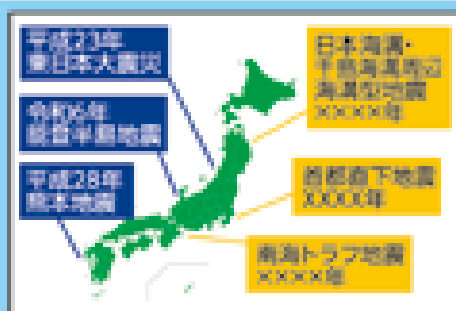
電話番号 0854-45-0212

URL unnan-h@mic-hikari.jp

法人会自主点検
チェックシートは
こちら



法人会の地震対策プラン 「守護震」誕生！

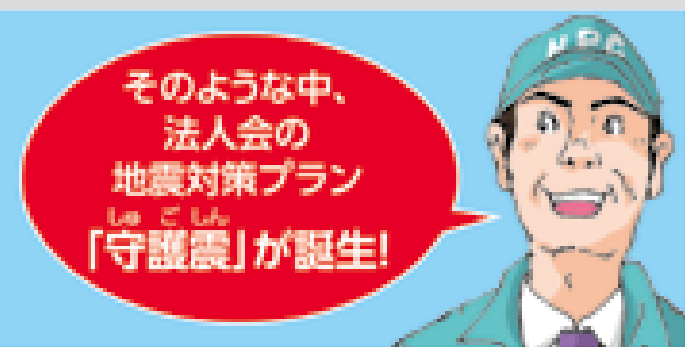


日本では多くの地震が発生し、今後もいくつもの巨大地震の発生が予測されています！

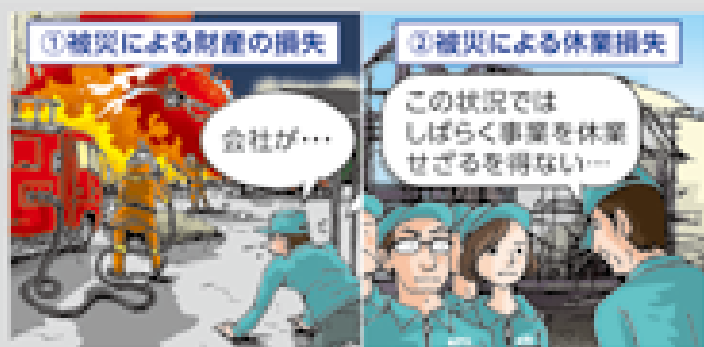


先行きが不透明で、未来の予測が困難な時代。

企業経営には災害に見舞われても、変わらずに事業を継続させることのできる、しなやかな強さが求められています。



経営者の皆さまに寄り添い、さまざまなリスクに対する補償を提供してきたAIG損保から、事業継続のための新しい補償プランが誕生します！



新プラン「守護震」では、事業用建物や設備等の地震保険に単独で加入できます！

また、従来の「地体力」で、従業員の休業手当を含む休業補償に単独で加入できます！



法人会の福利厚生制度で、災害に見舞われても「事業を継続」し、「従業員の雇用を守る」ための対策をご検討ください。

●この広告は保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレットなどをご買いただくか、取扱代理店・協会または弊社にお問い合わせてください。また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」など）を、事前に必ずご覧ください。

弊社よりお電話でご案内させていただく場合があります。
ご興味がある際は、ご希望の日時をお気軽にお伝えください。

お問い合わせ先

山崎支店

〒890-0006 新潟県北上市伊勢町第1-2-1 山崎中央新築ビル5F
TEL 0955-2-26-2761 FAX 0955-2-26-2776



AIG損保

AIG損害保険株式会社

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

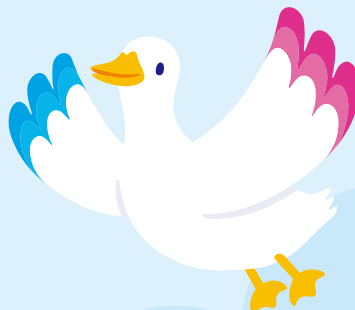
5055-664126-0730081AC

法人会会員企業にお勤めの方は、
おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご契約いただけます。

がん保険の枠を超え、一人ひとりに最適な安心を

保障と相談サポートで

あなたによりそう
がん保険
ミライト



保障と相談サポートで一人ひとりに最適ながん保険

幅広い
保障

アフラックの
よりそうがん相談
サポート (*1)

がん治療だけでなく、がんの検診後の
精密検査 (*2)、**診断前の通院**、
治療から治療後の生活サポートまで、
幅広くがんに対する備えを提供します。

専門知識を持った
よりそうがん相談サポーターが
あなたの**不安や悩みを傾聴し**、
適切にサポートします。

(*1) アフラックのよりそうがん相談サポートは、アフラックがグループ会社を通じて行うサービスとして提供します。よりそうがん相談サポートで提供する各種サービスの内容は、2025年3月17日現在のものであり、将来変更される場合があります。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ (<https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html>) にてご確認ください。

(*2) 所定の支払事由に該当した場合

©商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。



予防

と

そなえ

を兼ねそなえた新しい保険



会社みんなでKENCO+

無配当年満期重度就業不能保障定期保険(無解約払戻金型)

無配当歳満期重度就業不能保障定期保険(解約払戻金抑制割合指定型)

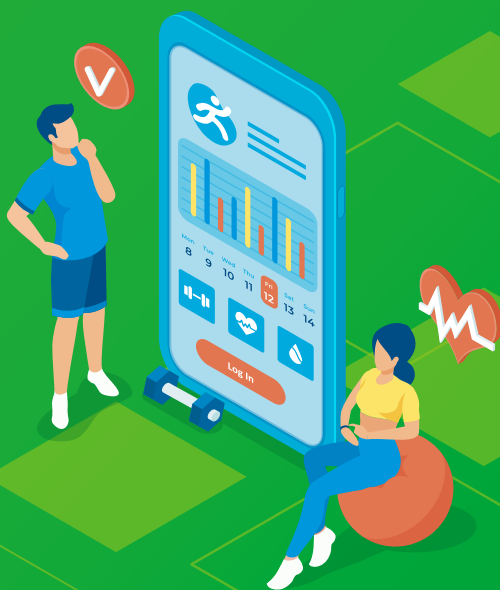
そなえ

就業不能や死亡時など、
経営者と従業員の
「まさか」に備える

予防

KENCO SUPPORT
PROGRAMと健康増進特典で
楽しみながら健康経営®に
取り組める

経営者と従業員の健康促進は
重要な経営戦略。
健康経営で
活力ある会社へ！



※「健康経営®」はNPO法人健康経営研究会の商標登録です。

「会社みんなでKENCO+」の商品概要は当社ホームページをご覧ください。



引受保険会社



大同生命保険株式会社

松江営業所/松江市伊勢宮町5 1 9 - 1 - 4F
TEL 0852-21-2421

F-2021-0008(2022年3月11日)

- ・公益社団法人雲南法人会 会報 雲南73号
- ・発行 公益社団法人雲南法人会 ・編集 広報委員会
- ・発行日 令和8年10月20日
- ・住所 雲南市三刀屋町三刀屋46-1 新和設備工業(株)2F
TEL (0854) 45-0212 FAX (0854) 45-0215 E-mail : unnan-h@bs.kkm.ne.jp
- ・印刷 有限会社木次印刷